

**市街化調整区域内地区計画
運用指針**

**令和6年12月1日
西尾市**

目次

I 背景・目的	1
II 運用指針	
III 各事項における要件（運用指針及び運用指針の取扱い）	
III-1 住居系・工業系・地域振興系に関する事項	
（1）基本的事項	2
（2）対象地区の要件	4
（3）対象地区の区域	6
（4）地区施設等に関する事項	9
（5）建築物等に関する事項	10
III-2 公共施設跡地系に関する事項	12
IV 附則	14
別表－A 対象地区の要件	15
別表－B 建築物等の制限	17
別表－C 公共施設跡地系の要件及び建築物等の制限	19

I 背景・目的

これまでの拡大成長を前提とするまちづくりのあり方を転換し、人口減少・超高齢社会に対応したまちづくりを実現するために都市計画法が改正され(平成18年5月31日公布)、開発許可制度が大きく見直された。

この開発許可制度の見直しにより、市街化調整区域における相当程度の開発行為に対する開発許可は、西尾市が決定する地区計画に定められた内容に適合する場合に許可できる基準(都市計画法(昭和43年法律第100号)(以下「法」という。)第34条第10号)によることとなる。

この運用指針は、区域区分の主旨を踏まえ、法第34条第10号に基づく開発許可等の前提となる市街化調整区域内地区計画の策定について、その適正な運用を図ることを目的として定めるものである。

II 運用指針

この運用指針は、西尾市において、法第34条第10号に基づく開発許可の前提となる地区計画を定めるに当たっての指針を示したものであり、当該地区計画を定めようとする場合は、都市計画法、同施行令及び都市計画運用指針やその他の関係法令等を遵守するとともに、以下に掲げる運用指針に適合しなければならないものとする。

III 各事項における要件（運用指針及び運用指針の取扱い）

III-1 住居系・工業系・地域振興系に関する事項

【運用指針】

（1）基本的事項

- ア 地区計画を定めようとする地区（以下「当該地区」という。）は、原則として法第18条の2第1項に基づく西尾市都市計画マスタープランにおいて、住居、工業又は地域振興の土地利用を図るべき地区として明示されていること。
- イ 地区計画の内容は、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であるという区域区分の趣旨を踏まえ、市街化区域における計画的な市街地整備に支障がないものであるとともに、当該地区周辺においていたずらに開発を促進することがないようその開発を適切に規制・誘導するものであること。
- ウ 市街化区域内での計画的な市街地形成や都市構造への影響に鑑み、当該地区は、大規模集客施設等の立地及び商業系の開発を目的とするものではないこと。

【運用指針の取扱い】

①運用指針（1）アについて

都市計画マスタープランに産業拠点（工業系）や土地利用の方針に位置づけられた地区、また、地域振興の土地利用を図るべき地区は、次に掲げる項目のすべてに該当する地区をいう。

- a 地域の産業を活かして地域の振興に資する計画が市により策定されている地区であること。
- b 都市計画マスタープランにおいて、交流拠点に位置づけられていること。

②運用指針（1）ウについて

a 「大規模集客施設等」とは、次に掲げる建築物とする。

(a) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（か）項に掲げる建築物

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万m²を超えるもの

(b) 医療施設、福祉施設、学校又は庁舎等（ただし、別表-Bの(A) e、(B)

e, 及び (C) e に掲げるものを除く。）

b 「商業系」とは、店舗等の用途で、各々の区分に応じて別表-Bの(A) e、(B) e、(C) e 及び (E) e に掲げる以外のものとする。

※地域の産業を活かして地域の振興に資する計画が市により策定されている地区とは

・都市計画法第34条第2項運用基準（観光資源の有効な利用上必要な建築物）に観光資源として、三ヶ根山を始め三河湾周辺地域に存する自然、歴史、伝統、文化、産業、その他の観光振興に資する資源、及び西尾の抹茶、一色うなぎ、三河湾のアサリ等の地場産業となる農林水産物及びその加工品としており、これらを活用するために必要な施設として旅館、ドライブイン、温泉食堂、休憩所、土産物店、観光農園等を宮崎地区、寺部地区、前島地区、三ヶ根地区、福地地区、一色漁港地区の6地区を観光開発地区として策定しています。

【運用指針】

(2) 対象地区の要件

ア 当該地区は、原則として、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 既存ストックの活用又は新たな開発を計画的に集約や誘導を 図ることにより、地域環境の保全や改善又は地域活力の向上に貢献すると認められるもの。

(イ) 人口流出等により地域活力の低下がみられる地域にあって、地域コミュニティの維持・創出に資するもの。

(ウ) 地域特有の産業、歴史・文化資源、豊かな自然資源などを活かして多彩な交流・ふれあいを生み出し、地域の振興に資するもの。

(エ) 地域の防災力向上に資するもの。

イ 当該地区は、対象地区の面積、形状が次のいずれかに該当する ものであること。

(ア) 住居系の場合は、原則として 1ha 以上で 20ha 未満の概ね整形な区域であること。

(イ) 工業系の場合は、原則として 5ha 以上の概ね整形な区域であること。

(ウ) 地域振興系の場合は、原則として 1ha 以上で 20ha 未満の概ね整形な区域であること。

ウ 当該地区は、周辺において、円滑な交通処理のできる道路、十分な流下能力を有する水路・河川、公園・緑地等必要な公共施設が確保されている区域であること、又は整備により確保できることが確実な区域であること。

エ イ項(イ)の規定にかかわらず、工業系の立地が集約できるもの等として市長が認める区域にあっては、当該対象地区的下限を緩和することができる。

【運用指針の取扱い】

① 運用指針 (2) ア について

a 具体の対象地区の要件については、別表一Aに掲げるところによる。

b 「既存ストック」とは、次に掲げるものとする。

(a) 鉄道駅、高速道路インターチェンジ及び幹線道路等

(b) 活用することが効果的である都市機能(市役所・支所等)が集約された地区

(c) すでに宅地として土地の区画形質の変更が行われた地区等、地域環境上そのまま放置することが不適切な土地の区域

(d) 大規模既存集落(一定の住宅の集積がある地域)

c 「新たな開発を計画的に集約することや誘導すること」とは、後追い的な財政負担、環境負荷及び渋滞等の社会的損失が生じないよう、当該地域周辺の用地需要から適切な地区面積の規模を想定し、適切に立地を集約するようにすることである。

② 運用指針 (2) イ について

「概ね整形な区域であること」とは、対象地区的形状が原則として既存の道路、河川等に囲まれた街区である。

③ 運用指針 (2) ウ について

水路・河川について、必要な雨水調整調節施設が確実に設置される区域であれば、対象地区とすることができるものとする。

④ 運用指針（2）エ について

a 「市長が認める区域」は、次の各号のいずれかとする。

- 1 地域の状況等から※法第12条の5第1項第2号口に該当する区域
- 2 開発事業者が、地方公共団体及びこれに類する団体であって、集約できることと判断される区域

b 前項の区域にあっては、面積の下限を1ヘクタール以上とする。

都市計画法第12条の5 地区計画

地区計画は、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画とし、次の各号のいずれかに該当する土地の区域について定めるものとする。

一 用途地域が定められている土地の区域

二 用途地域が定められていない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの

イ 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域

※口 建築物の建築又はその敷地の造成が無秩序に行われ、又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあるもの

ハ 健全な住宅市街地における良好な居住環境その他優れた街区の環境が形成されている土地の区域

【運用指針】

(3) 対象地区的区域

- ア 当該地区は、防災上、農林漁業振興上及び自然環境の保全上、開発が望ましくない区域として別記1に掲げる区域を原則として含まないこと。
ただし、地区計画の決定告示時において当該区域の除外等が確実に行われるもの及び事業の実施等により災害防止のための具体的な措置が講じられるものについては、この限りでない。
- イ 住居系地区計画区域や既存住宅地等の区域と、工業系地区計画区域や既存工場等の住環境上望ましくない区域とが、互いに接しないよう計画されていること。
- ウ 当該地区は、都市計画決定されている区域及び関係他法令に基づく指定区域で、別記2に掲げる区域を原則として含まないこと。
ただし、都市計画決定権者やその施設の管理者等との調整が図られている場合で、当該都市計画施設を含めることが妥当な場合は、当該地区に含めることができる。

【別記1】

1 防災上、開発が望ましくない区域

- 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する災害危険区域
- 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に規定する地すべり防止区域
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に規定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
- 特定都市河川法（平成15年法律第77号）に規定する浸水被害防止区域
- 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に規定する津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域
- 溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれがある土地の区域
- 森林法（昭和26年法律第249号）に規定する保安林・保安施設地区・保安林予定森林・保安施設地区予定地

2 農林漁業振興上、開発が望ましくない区域

- 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に規定する農用地区域
- 農地法（昭和27年法律第229号）に規定する農地転用が許可されないと見込まれる農用地

3 自然環境の保全上、開発が望ましくない区域

- 自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する自然公園
- 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する保全地域
- 都市の美観風致を維持するための樹木の保全に関する法律（昭和37年法律第142号）に規定する保存樹林
- 希少な野生動植物の生息生育が確認されている区域

【別記2】

- 都市計画施設（都市計画において定められた都市計画法第11条第1項各号に定める施設）
- 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律110号）の規定による流通業務団地の都市計画が定められている土地の区域
- 風致地区（都市計画法第8条第1項第7号に規定する地区）
- 都市緑地法（昭和48年法律第72号）に規定する緑地保全地域、特別緑地保全地区
- 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律112号）に規定する産業導入地区
- 集落地域整備法（昭和62年法律第63号）に規定する集落地域

【運用指針の取扱い】

- ① 運用指針（3）アについて
 - a 別記1「溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれがある土地の区域」には、浸水実績のある区域を含むものとする。
 - b 地区計画の区域が、想定最大規模の降雨、津波、高潮において次に掲げる項目（a）に該当する場合は、想定される災害が生じた際に人命の安全確保を目的として、（b）に示す項目の内、どちらかの対応を行うこととする。
 - (a) 災害が生じた際に人命の安全確保が必要となる区域
 - (1) 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域
 - (2) 洪水浸水想定区域図作成マニュアル（平成27年7月国土交通省水管
理・国土保全局河川環境課水防企画室・国土技術政策総合研究所河川研究
部水害研究室）に基づいて作成した 浸水予想図等
 - (3) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津
波災害警戒区域
 - (b) 想定される災害が生じた際の人命の安全確保のために行う対応
 - (1) 想定浸水深を考慮した敷地の地盤面又は居室の床面の高さの最低限度を
地区計画に定めること
 - (2) 地区内の全ての人を収容できる避難施設及びそこに至る避難方法等を確
保すること
- C 別記1「自然環境の保全上、開発が望ましくない区域」には、以下に掲げる項目に該当する地区等も含むものとする。
 - (a) 都市緑地法に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基
本計画）に位置づけられた保全配慮地区
 - (b) 県または西尾市の条例等に基づき自然、緑地、景観等の保全を図る必要が
ある地区

(c) 史跡、天然記念物、その他国、県及び西尾市において文化財保護上保全を必要とする区域

d 「除外等」には、当該区域指定の目的に反しないものとして管理者等との調整が整っている場合を含むものとする。

② 運用指針（3）イについて

住環境の保護が確実に図られる緩衝緑地等を設ける場合は、地区計画の対象区域とすることができるものとする。

【運用指針】

(4) 地区施設等に関する事項

- ア 当該地区内の地区施設（法第12条の5第2項第3号に掲げる施設）及び当該地区外の公共施設については、法第33条に基づく開発許可の基準等に適合するものであるとともに、その整備方法、整備主体、整備スケジュール等が明らかになっており、整備が確実であること。
- イ 地区施設は、計画図に明示し、計画書には延長、幅員、面積、容積等必要な事項を明記すること。

【運用指針の取扱い】

- ① 「地区施設」については、次によることとする。
 - a 区画道路の幅員は住居系6m以上、工業系及び地域振興系9m以上とすること。
 - b 雨水調節施設については、河川管理者と協議し、必要な場合は適切に施設を配置すること。
 - c 道路交通騒音等により生活環境に支障が生じないよう、地区施設の配置について考慮すること。
 - d 道路、公園・緑地及び排水先河川等の公共施設管理者等との調整を行うこと。
- ② 「地区外の公共施設」について、開発許可基準における接続する道路の幅員は、住居系は6.5m以上、工業系及び地域振興系は9m以上であることとする。
- ③ 「整備が確実」とは、道路、公園・緑地及び排水先河川等の公共施設管理者等との調整が完了していることとする。

【運用指針】

(5) 建築物等に関する事項

ア 建築物等に関する事項については、次に掲げるもののうち、地区計画の目的を達成するために必要なものを定めるものとし、周辺環境との調和が図られた内容となっていること。

- (ア) 建築物の用途の制限
- (イ) 容積率の最高限度
- (ウ) 建蔽率の最高限度
- (エ) 敷地面積の最低限度
- (オ) 建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度
- (カ) 建築物の高さの最高限度
- (キ) 建築物の居室の床面の高さの最低限度
- (ク) 道路及び敷地境界からの適切な壁面後退等

イ 工業系地区計画は、原則として次のいずれかに該当するものであること。

- (ア) 日本標準産業分類に掲げる大分類E－製造業に属する工場施設及びそれに関連する研究開発施設
- (イ) 物流施設
- (ウ) 日本標準産業分類に掲げる大分類G－情報通信業 中分類37－通信業に属する施設
- (エ) 日本標準産業分類に掲げる大分類L－学術研究、専門・技術サービス業 中分類71－学術・開発研究機関に属する施設

ウ 地域振興系地区計画は、原則として非住居系であって地域の振興に資する施設であること。

【運用指針の取扱い】

- ① 「建築物等に関する事項」の具体的な建築物等の制限については、別表－Bに掲げるところによる。
- ② 運用指針(5)アについて

住居系地区計画は、住宅用地以外（特に商業系）の開発が過大とならないよう、住宅以外の立地が可能となる地区及びその面積を地区整備計画の「地区的区分（地区計画の計画書）」に定めることにより、住居系土地利用を適切に誘導すること。
- ③ 運用指針(5)イについて
 - a 施設に付属するものとして、当該施設の従業員用の売店や従業員寮も含めることができるるものとする。
なお、植物工場については、指針(5)イ(ア)に掲げる工場施設とみなすものとする。
 - b 開発事業者が地方公共団体及びこれに類する団体であって、当該地区が既存の工業系用途地域に指定された工業用地に隣接し、かつ既存の集落等に隣接しない場合は、工業地域内において建築可能な建築物の範囲内とすることができる。

- ④ 運用指針（5）イ（イ）について
「物流施設」とは、流通業務の用に供する建築物（配送センター、倉庫等）とする。
- ⑤ 運用指針（5）イ（ウ）（エ）について
(ウ)、(エ)に掲げる施設について、管理、補助的経済活動を行う事業所（日本標準産業分類参照）は対象外とする。
- ⑥ 運用指針（5）ウについて
「地域の振興に資する施設」とは、地域資源を活用する施設であって、単体又は地区一体で、国土交通省観光庁が定める「観光入込客統計に関する共通基準」における観光地点の要件に合致する施設とし、具体的には次の全ての項目に該当するものとする。
 - a 地域特有の産業、歴史・文化資源、豊かな自然資源など（県又は西尾市の計画等に位置づけられたもの）を活用した地域の振興に資する施設
 - b 非日常利用が多い（月1回以上の頻度で訪問する人数の割合が半分未満）と判断される施設
 - c 観光入込客数が年間1万人以上見込まれる施設
 - d 観光入込客数が適切に把握できる施設

【参考】日本標準産業分類における管理、補助的経済活動を行う事業所
本運用指針ガイドラインにおいて立地不可となる管理、補助的経済活動を行う事業所は、以下のとおりとする。

<情報通信業>

・中分類 37-通信業 小分類 370 細分類 3700

<学術・開発研究機関>

・中分類 71-学術・開発研究機関 小分類 710 細分類 7101

III-2 公共施設跡地系に関する事項

【運用指針】

(1) 基本的事項

公共施設の跡地において地区計画を策定する際は、次に掲げるすべてに適合すること。

要件1：以下に掲げるすべての指針等に適合していること。

- ア III-1の運用指針（1）基本的事項
- イ III-1の運用指針（2）対象地区の要件のうち ア及びウ
- ウ III-1の運用指針（3）対象地区的区域
- エ III-1の運用指針（4）地区施設等に関する事項
- オ III-1の運用指針（5）建築物等に関する事項のうち ア

要件2：区域の規模は、原則として1ha以上であること。

要件3：立地可能な建築物の床面積の合計は、3,000m²以下（市街化区域に隣接する場合は、10,000m²以下）であること。

【運用指針の取扱い】

①公共施設跡地系を活用する際の基本的な考え方

公共施設の跡地は、地域住民にとって貴重な財産であるとともに、コミュニティや活動の場であったことに十分留意し、検討を行う必要がある。

検討にあたっては、以下のフローが考えられる。

a) 行政需要に対応した公的利活用の検討

公共施設等総合管理計画等や地域住民の意向・ニーズを踏まえ公的利活用の可能性を検討

公的利活用しない

公的利活用する

b) 地域住民の意向やニーズを踏まえた地域による利活用の検討

公共施設が担ってきた役割や機能を勘案し、地域による利活用の可能性を検討

地域が利活用しない

又は

民間施設の立地希望

d) 必要に応じ、事業手法として民間活力導入(PFI等)の可能性を検討

地域が利活用する。

c) 民間活力の導入による利活用の検討

事業内容が市町村・地域住民の抱える課題の解決や施策の実現に寄与する内容であるか、十分留意し検討

公共施設跡地の利活用方針の決定

なお、民間活力の導入による利活用は、サウンディング調査等を実施し、事業実現の可能性を十分検証したうえで、計画立案することが重要である。

② 公共施設跡地の定義について

「公共施設の跡地」とは、国・県・市町村・地方公社が所有する財産のうち、官公署施設、学校、図書館等の施設の跡地とする。

③ 公共施設跡地系の適用について

公共施設跡地系の適用は、土地の所有者である国・県・市町村・地方公社により公共施設の跡地としての利活用の検討がなされているものであり、既に民間事業者等に払い下げが行われたものは対象としない。

④ 土地の帰属について

事業実施にあたっては、民間事業者等への土地の譲渡も考えられる。その場合、想定外の施設立地のリスク等を勘案し、将来にわたり市町村や地域住民の意向・ニーズに沿うものとなるよう、土地の帰属に関しては慎重に検討すること。

⑤ 要件1アについて

III-1の運用指針(1)及びその運用指針の取扱いを適用する。ただし、運用指針の取扱い②a (b)の「別表-Bの(A) e、(B) e及び(C) e」、b の「別表-Bの(A) e、(B) e、(C) e及び(E) e」とあるのは、それぞれ「別表-C」と読み替えるものとする。

⑥ 要件1イについて

III-1の運用指針(2)ア及びウ並びにその運用指針の取扱いを適用する。ただし、運用指針の取扱い①aの「別表-A」とあるのは「別表-C」と読み替えるものとする。また、運用指針の取扱い①bの「既存ストック」とは、すでに宅地として土地の区画形質の変更が行われた地区等、地域環境上そのまま放置することが不適切な土地の区域とする。

⑦ 要件1ウについて

III-1の運用指針(3)及びその運用指針の取扱いを適用する。

⑧ 要件1エについて

III-1の運用指針(4)及びその運用指針の取扱いを適用する。ただし、運用指針の取扱い①及び②の「住居系」、「工業系及び地域振興系」とあるのは、それぞれ「住宅用の開発」、「その他の開発」と読み替えるものとする。

⑨ 要件1オについて

III-1の運用指針(5)ア及びその運用指針の取扱いを適用する。ただし、運用指針の取扱い①の「別表-B」とあるのは「別表-C」と読み替えるものとする。また、運用指針の取扱い②は適用外とする。

⑩ 要件2の「区域の規模」について

「区域の規模」について、対象とする既存公共施設跡地が1ha以上の場合には、公共施設跡地のみを対象地区とし、1ha未満の場合は、既存公共施設跡地と一体的に土地利用がなされている区域も含め1ha以上とすることができるものとする。

⑪ 要件3の「床面積の合計」について

「床面積の合計」について、新たに建築、または既存の公共建築物の全部もしくは一部を利活用し、国・県・市町村・地方公社が事業主体となる施設を含む地区計画を策定する場合は、当該部分の床面積は面積要件(3,000m²以下(市街化区域に隣接する場合は、10,000m²以下))の対象外とする。

IV 附 則

- 1 この運用指針は、平成23年5月1日から施行する。
- 2 本運用指針は、法改正やその他社会状況の変化等により、必要に応じて改訂する。
- 3 改正 平成31年4月1日
改正 令和6年12月1日

別表－A 住居系・工業系・地域振興系の対象地区の要件

	要 件	適 用
住居系	(ア) 【駅近接型】 <ul style="list-style-type: none">・鉄道（軌道を含む。以下同じ。）駅の徒歩圏（概ね1km以内）であること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ (ア) 及び (イ) について、地区計画を定める区域全てが徒歩圏であること。 ○ (ウ) 「大規模既存集落内の区域」とは、200戸以上の建築物が連たんしている区域内であり、かつ当該区域内の戸数密度が6戸/ha以上の区域とする。なお、連たんとは、建築物の敷地間の距離が概ね50m以内であることをいう。 ○ (ウ) の「大規模既存集落内の区域」において、地区計画の区域設定を道路、河川等の地形、地物により整形化する場合、必要最小限の集落外の宅地化していない敷地（建築物の連たんするラインより概ね50m以内）を含むことができるとしている。 ○ (ウ) について、優良田園住宅とは、「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」に基づく認定を受ける住宅をいう。 ○ (エ) について、地区計画を定める区域内に一部でも工場等がある場合は、住居系土地利用は図れないものとする。 ○ 「概ね1km以内」とは、当該拠点から概ね1km以内の半径の円内とする。
	(イ) 【拠点地区型】 <ul style="list-style-type: none">・市役所及び支所の徒歩圏（概ね1km以内）であること。	
	(ウ) 【大規模既存集落型】 <ul style="list-style-type: none">・大規模既存集落内の区域 ただし、優良田園住宅については、大規模既存集落に隣接する区域等を含めることができる。	
	(エ) 【跡地利用型】 <ul style="list-style-type: none">・工場跡地等の既存の宅地	
工業系	(ア) 【インター・チェンジ・物流拠点型】 <ul style="list-style-type: none">・インター・チェンジ又は物流拠点から①概ね1km以内の区域②5km内で接続する2車線以上の道路の沿道・幹線道路の沿道から概ね1km以内の区域	<ul style="list-style-type: none"> ○ (ア) の「物流拠点」とは、重要港湾、貨物駅（鉄道）、空港とする。 ○ (ア) の「インター・チェンジ」とは、高規格幹線道路、地域高規格道路又は自動車専用道路のインターチェンジとする。 ○ (ア) 及び (ウ) の「幹線道路」とは、2車線以上の国道又は、4車線以上の道路とする。また、幹線道路は、整備されているもの及び地区計画決定告示までに整備されることが確実なものとする。 ○ (ア) ①について、地区計画を定める区域全てが概ね1km以内であること。 ○ (ア) ②について、地区計画を定める区域全てが5km以内であること。 ○ (イ) の「研究開発拠点の区域」は、西尾市都市計画マスター・プランにおいてその区域が明確であること。 ○ (ウ) の「渋滞が著しい幹線道路沿道」とは、混雑度が1.5を超える幹線道路沿道とする。 ○ 「概ね1km以内」とは、当該拠点から概ね1km以内の半径の円内とする。 ○ 「5km以内」とは、当該拠点から5km以内の半径の円内とする。
	(イ) 【既存工業地隣接型】 <ul style="list-style-type: none">・既存工場敷地（1ha以上）に隣接する区域・研究開発拠点の区域	
	(ウ) 【幹線道路沿道型】 <ul style="list-style-type: none">・幹線道路に面する1宅地の区域・ただし、当該地区は渋滞が著しい幹線道路沿道でないこと。	
	(エ) 【跡地利用型】 <ul style="list-style-type: none">・工場跡地等の既存の宅地	
地域振興系	(ア) 【地域振興型】 <ul style="list-style-type: none">・インター・チェンジから①概ね1km以内の区域②5km内で接続する2車線以上の道路の沿道・幹線道路の沿道から概ね1km以内の区域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運用指針(2)ア(ウ)に該当する区域であること。 ○ 工業系(ア)の適用に同じ。ただし、「物流拠点」を除く。

(共通事項)

- 対象地区について、上表に掲げる要件の他、法第12条の5第1項第2号イ又はロで示されている区域に該当するものであること。
- 法第12条の5第1項第2号イで示されている区域に該当するものである場合は、事業の実施にあたり必要な許認可等について関係機関との調整を行い、事業の実施が確実と認められることとする。
- 「隣接」とは、道路、小規模の公園等の公共施設が介在する場合を想定する。

別表－B 住居系・工業系・地域振興系の建築物等の制限

	制限内容	適用
住居系	(A) 鉄道駅の徒歩圏（概ね1km以内）である区域 a 建蔽率の最高限度 60%以下 b 容積率の最高限度 200%以下 c 敷地面積の最低限度 200 m ² 以上 d 建築物の高さの最高制限 20m以下 e 建築物の用途は、第一種中高層住居専用地域において建築することができる建築物の範囲内とする。(ただし、建築基準法別表第二(い)項の第四号(幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校を除く)、第五号及び第七号、(は)項の第二号から第四号を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道や幹線道路等に面する区域については、住環境に十分配慮し、必要に応じて緑地などの緩衝帯を設けることが望ましい。 ○ (A)e 建築物の用途のうち当該地区内の店舗等については、その用途に供する部分の床面積は 500 m²以内としているが、当該区域の面積が 5 ha 以上の場合は、1,500 m²以内とすることができる。 ○ 周辺農地と調和を図る地区については、田園景観に配慮した形態又は意匠等とすることが望ましい。その他の地区についても周辺の景観と調和の図られた形態又は意匠とすることが望ましい。 ○ 北側の隣地に配慮した適切な斜線制限を定めることができる望ましい。 ○ 当該地区周辺に景観地区がある場合は、その景観に十分配慮すること。
	(B) (A)以外の区域 a 建蔽率の最高限度 50%以下 b 容積率の最高限度 100%以下 c 敷地面積の最低限度 200 m ² 以上 d 建築物の高さの最高制限 10m以下 e 建築物の用途は、第二種低層住居専用地域において建築することができる建築物の範囲内とする。(ただし、建築基準法別表第二(い)項の第四号(幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校を除く)、第五号及び第七号を除く。)	
	(C) (B)の内、特に、周辺農地、自然環境との調和を図る地区（優良田園住宅等） a 建蔽率の最高限度 30%以下 b 容積率の最高限度 50%以下 c 敷地面積の最低限度 300 m ² 以上 d 建築物の高さの最高制限 10m以下 e 建築物の用途は、第一種低層住居専用地域において建築することができる建築物の範囲内とする。(ただし、建築基準法別表第二(い)項の第三号から第七号を除く。)	

工業系	(D)	<p>a 建蔽率の最高限度 60%以下 b 容積率の最高限度 150%以下 c 敷地面積の最低限度 500 m²以上 d 道路及び敷地境界からの壁面後退 4m以上 e 建築物の用途は、運用指針（5）イに掲げるものとする。(当該施設に付属する従業員用の売店や従業員寮も含めることができる。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺の景観と調和の図られた形態又は意匠とすることが望ましい。 ○ 当該地区周辺に景観地区がある場合は、その景観に十分配慮すること。 ○ 当該地区周辺に既存の集落等が存する場合の建築物の用途は、運用指針（5）イに掲げるもので、準工業地域内において建築することができる建築物の範囲内とする。(当該施設に付属する従業員用の売店や従業員寮も含めることができます。) ○ 地域未来投資促進法第4条第2項第一号に定めた区域で、西尾市マスタープランにおいて、工業系拠点として明示されている地区については、容積率の最高限度を 200%以下とすることができます。 ○ 地域未来投資促進法第4条第2項第四号に定めた区域については、d の制限を除くことができる。
地域振興系	(E)	<p>a 建蔽率の最高限度 60%以下 b 容積率の最高限度 150%以下 c 敷地面積の最低限度 500 m²以上 d 建築物の高さの最高制限 10m 以下 e 建築物等は、運用指針（5）ウに掲げるものとする。なお、建築基準法別表第2（か）項に掲げる用途に供する部分の地区計画区域内の床面積の合計は、地域振興系地区整備計画面積の10%以下であって、1万m²以下とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画する建築物のみを建築できるよう建築物等の用途の制限を地区計画に定めること。 ○ 周辺の景観と調和の図られた形態又は意匠とすることが望ましい。 ○ 当該地区周辺に景観地区がある場合は、その景観に十分配慮すること。

別紙－C 公共施設跡地系の要件及び建築物等の制限

	要件	摘要及び留意点
公共施設跡地系	○土地の所有者である国・県・市町村・地方公社により公共施設の跡地としての利活用が検討されているもの	○過去に公共施設があり、既に民間事業者等に売却されたものは対象外とする。

	制限内容	摘要及び留意点
公共施設跡地系	<ul style="list-style-type: none"> a 建蔽率の最高限度 60 %以下 b 容積率の最高限度 200 %以下 c 建築物の用途は、第一種住居地域において建築することができる建築物の範囲内とする。 ただし、以下に掲げる建築物は除く。 工場、自動車修理工場 建築基準法別表第二（い）項第五号及び第七号 建築基準法別表第二（は）項第二号及び第三号 建築基準法別表第二（ニ）項第三号、第四号及び第五号（ただし、第四号については、既存の公共建築物を利活用する場合を除く） 	○計画する建築物のみが建築されるよう建築物等の用途の制限を地区計画に定めること。

開発行為を前提とした市街化調整区域における

地区計画策定手続きの流れ

